

令和6年12月

保護者の皆様

日光市教育委員会 教育長 関 孝 和

日光市立今市第三小学校長 加 藤 孝

「登校届」の提出について（お願い）

マイコプラズマ感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の取り扱いをします。マイコプラズマ感染症は、発熱や頭痛、だるさなどの風邪症状から始まり、乾いた咳（せき）が続くなどの症状があります。流行している時期には、周りに同様の症状の人が多い場合は明確な診断がなくても、感染している可能性があります。

学校保健安全法では第三種の感染症に分類されます。発熱や乾いた咳（せき）がひどい時期は出席停止となりますが、明確な出席停止期間が定められていません。熱が下がって激しい咳（せき）が治まり症状が軽快したら登校することが可能です。

マイコプラズマ感染症が疑われる症状が出たときには早めに医療機関を受診し、マイコプラズマ感染症と診断された際には必ず学校に連絡し、治療に専念してください。

なお、症状が軽快して再登校する日には、保護者記入による「登園・登校届」が必要となります。

保護者の皆様にはお手数をおかけしますが、御理解くださるようお願いいたします。

※出席停止期間は、欠席扱いとはなりません。

日光市教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係 TEL 0288-21-5167 FAX 0288-21-5185
